慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治初期(1868-1912)における商法起草過程を例とした自立的法整備について
Sub Title	Self legal system development : an example from the drafting process of Japanese Commercial Codein early Meiji era (1868-1912)
Author	田中, 嘉寿子(Tanaka, Kazuko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.8 (2007. 10) ,p.273- 304
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	「法と開発」フォーラム
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20071031-0273

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「法と開発」フォーラム

明治初期(1868－1912)における商法起草過程を例とした自立的法整備について

田 中 嘉 寿 子*

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　明治初期における法整備の概要
Ⅲ　商法起草過程の概要
Ⅳ　商法と民法との関係
Ⅴ　法律用語の創造及び統一
Ⅵ　草案への国民の意見の採用
Ⅶ　新法の普及活動
Ⅷ　外国人コンサルタントに取って代わる青年法律家たち
Ⅸ　起草者意思を実現するための商法改正
Ⅹ　日本とラオスとの類似性
Ⅺ　明治時代の日本と現在のラオスの相違点
Ⅻ　おわりに
【添付Ⅰ】日本における商法起草の経緯
【添付Ⅱ】民商事法に関する主要な国際条約

＊本稿は、当職（当時、法務省法務総合研究所国際協力部教官・JICAラオス法整備短期専門家）が、2001年10月から2002年１月までの間、JICA短期専門家としてラオス司法省に派遣され、支援計画案を作成していた間、同省が主催し、他省庁の立法担当者を集めた立法ワークショップ(2001年11月28日)で講演した際の原稿(英語版）を和訳したものである。当時、ラオスでは、司法制度は揺籃期にあり、法律は50本弱しかないのに法令集もなく法律が普及しておらず、法学部は設立間もなく、教科書も注釈書も判例集も法律用語集もなく、法学教育を受けた者はほとんどおらず、各省庁に各国の外国人コンサルタントが入って様々な支援活動をしているが調整が不十分であり、内戦前にフランス法教育を受けた少数の長老格の法律家が起草した法律を若手が改正することは非礼に当たるため誰も手をつけな

いにもかかわらず、ASEAN等のフォーラムではシニアASEAN諸国（英米法系のシンガポール等主導）で法律・制度の統一化・標準化が推進され、外交的にはこれを受け入れようとしながら、司法省（長老らの影響が強い。）はその動きから疎外され、省庁間の調整機能が働いていないなど、余りにも多くの問題を抱えていた。本稿は、このようなラオスの現状にかんがみ、明治期日本の経験から有用と思われた点に焦点を当てたものである。ラオス人の立法者らに問題点を理解してもらうため多少誇張している点もある上、ラオス滞在中で参照資料に限界のある中で起案したため、不正確な点・誤解や牽強付会による記述もあろうかと思われる。ご指摘願えれば幸いである。なお、和訳に当たり追加した注記は（　）書きで示すこととする。

Ⅰ　はじめに

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）は、現在、法整備及び国民に対する法律普及を推進している最中である。しかし、一般の国民は、最も法律が発展した国であっても、民事紛争や犯罪に巻き込まれない限り法律を必要とすることがないため、日常生活で法律に関心を払うことはほとんどない。

市場経済が導入されるにつれ、国内外の商取引、情報交換及び人や製品の動きが活発になり、それとともに民事紛争及び経済犯罪も増加する。

民事紛争は、当事者同士が同じ地域社会に住んでいれば、相互理解と調和的な妥協によって解決することが比較的容易であろう。しかし、発達した市場経済の下では、外国人を含めた異なった文化や背景事情を持つ様々な人々の間で紛争が起きる。その場合、当事者同士は共通の地域社会のルールに依存することができないため、誰もが利用可能な法律に基づく明確な法的手続が必要になる。

外国人投資家にとって、どの国の市場に投資するか否かを決定するに当たり、重要な要因の１つは、その市場において法的インフラがどの程度発展し、かつ、機能しているかという点である。外国人投資家は、自国と同じ法制度である必要はなくても、確実で、予測可能な法制度が必要である。経済活動には常にリスクと利益という２つの側面がある。一定の利益を期待して投資をするには、その前に、どのような活動が可能で、それにはどの程度のリスクが伴

い、そのリスクの原因は何で、どれぐらいの期間そのリスクが続くのかを知る必要がある。この種の情報は、法律、規則及び判例により全ての人々に明確に示されなければならない。さらに、外国人投資家は、万が一紛争が起きた場合に、裁判手続及び判決の執行時に、法による保護をどの程度期待できるのかを知る必要がある。この意味においても、投資家は、投資を決定する前に、当該国において、どのような法律が施行されているかだけでなく、それが現実にどの程度機能しているか否かを知る必要がある。

上記のとおり、ラオスがさらなる経済発展を達成するためには、国際標準に応じた法的インフラを確立する必要がある。ラオスはまた、世界貿易機構（WTO）、東南アジア諸国連合（ASEAN）及びアセアン自由貿易圏（AFTA）など国際経済フォーラム又はアジア地域の経済フォーラムに加入する準備を進めているが、加盟条件の１つとして、それに見合った法的インフラの確立が必要である。

経済移行期にあるほとんどの国にとって、実際のところ、法制度改革を自力で行うことは、財政的・人的資源の制約のために困難を極めるため、そのような国の多くは自国の法制度を市場経済に適したものにするために国際支援を求めている。同様の状況が130年前の日本においても生じた。

経済移行期にある国にとって重要なのは、早期に自立的な法整備に移行することである。でなければ、外国人コンサルタントへの過剰依存による事実上の植民化につながるであろう。すなわち、法律が、国際組織又は外国組織の下で働く外国人コンサルタントを通じて外国の法制度の影響を直接受けたならば、国民は「法の支配」下にあることにより、そのような法律を遵守しなければならなくなる。

ラオスは、現在国際機関及び外国ドナーの支援を受けて、自立型法整備を実行しつつあり、ラオスの指導的立場にある法律家は、外国人コンサルタントが起草した法案をラオス社会に適合するように修正している。しかし、法整備支援の真の目的は、最初からラオスの法律家が法律を起草できるようにすることである。これが、正に自立的発展の確立へのプロセスである。

本稿では、日本が、ドイツ人コンサルタントによって最初に起草された商法を施行した後、それを日本人法律家が改正して完成するまで、どのように外国人コンサルタントから卒業していったか、かつ、商法が、明治初期において、どのように経済発展のための原動力として日本社会で機能する「自国のもの」になったのか、日本の経験例を紹介する。そこでは、日本の試行錯誤の過程と、成功と失敗の両教訓を紹介したい。

Ⅱ　明治初期における法整備の概要

日本は、1854年、米国から開国を迫られ[1)]、約130年前に西欧型の法制度導入を開始した。1858年、日本は、米国、英国、フランス、ドイツ、ロシア及びオランダと、いわゆる不平等通商条約を締結した。当時の封建的幕府の役人には国際法に関する知識が欠如していたため、これらの条約では、日本には、関税自主権がなく、外国人の居住・商取引が許可された外国人居留地においては治外法権が認められていた。

1868年、明治維新が起こり、明治政府は日本の近代化に乗り出した。とりわけ、政府は西欧諸国と対等の立場に立つ独立国家となるために、上記不平等条約の改正に努めた。これに対し、西欧諸国は、不平等条約の改正を受け入れる前提条件として、日本に「西欧の原理・原則」に基づいた近代的な法制度の確立を要求した。

この要求に応じ、日本政府は、西欧型法制度を早急に確立するため、フランス、そして後にはドイツから外国人コンサルタントを何人か招聘した。日本の法整備の歴史を振り返ると、次の３段階に分けられる。

１．法令の起草

２．司法機関の設立（帝国議会内の法制局、司法省、裁判所、検察庁、弁護士会

1）日本は、明治維新以前、中国及びオランダとの二国間貿易を除き、約260年間鎖国を継続していた。貿易は、日本の南端にある港でのみ許可され、江戸幕府の厳格な管理下にあった。

及び大学法学部）

３．法律家の養成（裁判官、検察官、弁護士、法務官僚及び法学者）

第１段階として、日本は、外国人コンサルタントに対し、基本法、すなわち、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の起草を要請した。それに加えて、日本政府は、司法機関の設立及び新たな法律家の養成に努めた。

第２段階において、司法省及び裁判所は、最も利権の少ない職場であるとみなされていた。明治政府は、軍隊の近代化を最優先し、軍隊には司法省の20倍の予算が割り当てられていた。当時、小学校の方が裁判所より数が多かったため、文部省でさえ、司法省の３倍以上の予算が割り当てられていた。しかし、そのような財政的制約にもかかわらず、司法省及び裁判所は、武士の子弟に漢学を教えていた各藩校から、最も優れた若者を職員として採用することが可能であった。というのも、中央政府は、近代的な政府体制の確立のために各藩に対し、少なくとも１名の優れた職員を任用することを命令していたためである[2)]。

その後、司法省は、最初のフランス人コンサルタントである28歳の弁護士、ジョルジュ・ブスケに対し、司法省職務定制の起草を依頼し、司法省職員に商法講義をさせた。当時、職員らは、商法が何であるかさえ知らなかった。

２番目のフランス人コンサルタント、ボアソナード･フォンタラビー（1825－1910）は、パリ大学の助教授であったが、1873年、48歳のとき、日本に招聘された[3)]。ボアソナードは、刑法、刑事訴訟法及び民法の起草のみならず、司法省の職員、帝国大学その他私立法科大学の学生に対し講義をすることも要請さ

2）ラオス等法整備支援を必要としている開発途上国においても、最大の予算は軍に当てられ、司法省・裁判所の予算は他省庁に比べて少なく、施設・設備はUNICEFの支援を受けている小学校より酷いことも少なくない。

3）ボアソナードは、1895年まで22年間日本に滞在した（以下、ボアソナードに関する記述は、『G.E.ボアソナード教授』ボアソナード博士記念事業会刊（1954）、『日本近代法の父ボワソナアド』大久保泰甫著　岩波新書（1977）を参照した。）。

れた。当時、帝国大学（現在の東京大学）は、唯一の国立大学であった。

1871年、明治政府の重鎮らが、米国及びヨーロッパ諸国を訪問した（岩倉使節団）。これには各都道府県から選ばれた43名の優れた若者を海外研修のために同行していた。この訪問の目的は、不平等条約の改正であったが、達成できずに終了した。派遣団は、先進国と日本との大きな違いに圧倒的な感銘を受けると同時に、ヨーロッパから日本への帰途、港に立ち寄るごとに、アジアの植民地各国の悲惨な状況を目の当たりにしてショックを受けた[4]。この経験から、彼らは、国の植民地化を絶対に避け、早急に日本を西欧諸国に並ぶ近代国家に発展させることを決心した。これは日本の指導者たちにとって非常に強固な政治的動機となったのである。

一方、明治政府の法制度を確立する主な動機が不平等条約の改正にあったため、条約改正後、日本の法整備は、第二次世界大戦後に強制的な外圧を受けるまでほとんど停止してしまったことにも留意すべきであろう。訓練された裁判官の数は、1890年までは1000人以上にまで着実に増加したが、以後、日本の人口が３倍になったにもかかわらず、最近まで裁判官数はほとんど増加しなかった。日本の司法の問題として、裁判官及び検察官に比べ、弁護士の役割及び機能が西欧諸国の弁護士に比べあまり活発ではなかったことも挙げられる。

Ⅲ　商法起草過程の概要

日本の商法は、近代的司法制度確立の一部として制定された。最初の商法は、1893年に制定され、これは1899年に改正された（いわゆる「新商法」）。この改正版は、その後何度も改正されているが、現在でも有効である[5]。

旧商法は、ドイツ人法学者カール・フリードリッヒ・ヘルマン・ロエスレル

4）当時の訪問に関する報告書『米欧回覧実記』（約2000頁。岩波文庫から全５巻復刊。）が編綴され、西欧諸国の制度に関する一種の百科事典として出版された。

5）（2001年現在。2005年に大改正が行われ、会社法が商法から独立した法律として公布された。）

(1834-1894)[6] によって起草され、新商法は、海外に留学した者も含めた日本人の学者のみで起草された。

商法の起草過程は、正に、法制度の自立的発展過程といえるであろう（添付I「日本における商法起草の経緯」参照。）。商法の起草者らは、法律間の矛盾・重複の排除、日本語の法律用語の創造・統一、法のユーザー（実業家）の意見及び要望の法案への採り入れ、法律の普及、学生・司法関係者及びユーザーへの教育・啓蒙、注釈書・教科書及び事例集の出版に苦闘した。さらに、彼らは、社会の変化に沿いつつ、起草者意思を実現するため、商法を改正し続けるという不断の努力を継続的に行ってきたのである。

Ⅳ　商法と民法との関係

明治政府が民法に加え商法を起草したのは、西欧諸国がそれを要望したからであり、日本の商人の要求によるものではなかった[7]。彼らは、何百年もの間、西欧型の法律に頼ることなく日本国内で商取引を行ってきたため、商法の重要性を知らなかったのである。

商法に関して、世界の法制度は次の２種類に分けられる。

１．ドイツ、フランス、日本のように、包括的な商法典を有する大陸法系国家

２．英国及び米国のように商法典を有さない英米法系国家。英国及び米国では成文法を用いず、司法は、何百年もの間、慣習法及び数多くの判例によって運営されていたからである。

大陸法系国家では、民法は、封建的支配を受けない市民による市民社会の基盤として、人間関係を規定している。民法は、各国の歴史、民族、社会、慣習

6）ロエスレルは、1878年から1893年まで、約15年間日本に滞在した。

7）（ラオスには、民法典も商法典もなく、民商事に関する幾つかの不完全な単行法があるだけであり、2001年当時、商法の要否について司法省・商業省で議論されていた。）

及び文化の特徴を反映すべきものであり、万国統一すべきものではない。

これに対し、商法は、商業を行う組織及び商取引を規定するものである。西欧諸国にとって、商法は、世界市場を開発するための道具であったため、国際取引の促進のために19世紀以来、統一化が図られてきた。ビジネスを遂行するに当たり、最も重要な要因は、ビジネスが大量・迅速・確実に行えることである。他方、民法は、その主たる目的を個人の財産権保護に置いている。民法及び商法では、善意の第三者[8)]を保護することにより公正な取引を推進するため、財産権保護及び取引の安全の保護の間のバランスをよく考慮しなければならない。民法しか存在しないとすれば、旅行者がある製品を１点購入した場合と、大企業が定期的に毎月1000点購入した場合と、両方とも同じ規定で規制される。それは、商人でない一般人･会社の双方にとって、非常に不便であろう。

明治時代の不平等条約の改正のための交渉中、英米法系諸国をも含めた諸外国の大使達は、日本政府に対し、早急に西欧の原則に基づいた民法、商法及び民事訴訟法を制定するよう要求した。というのも、彼らは、全てを刑事法で処理する日本の封建的慣習の下では、対等の取引をすることができなかったからである。

1876年、司法卿は、基本法、すなわち、刑法、刑事訴訟法、民法、商法及び民事訴訟法を起草する立法計画を首相に報告した。

当時、ドイツの法制度は、フランスの法制度に基づいて近代化を終了したところであったため、日本政府は、これを日本が追随すべき最も完璧で近代的なモデルと定めた。そこで、1878年、ロシュトック大学のロエスレル教授（行政法）を外務省顧問として日本に招聘したのである。彼の給与は、当時の日本の首相と同額であった。

政府は、1879年に民法の起草をボアソナードに、1881年には商法の起草をロエスレルに依頼した。日本政府は、両者間で相互に調整することまでは依頼で

8)「善意の第三者」とは、自分が買った物が他人に属していたことを知らず、又は売り手がその物を売る権利を有していた、と過失なく信じていた者をいう（ラオス・ベトナム等社会主義国では善意の第三者保護規定がなかった。）。

きなかったため、両者はそれぞれ独自に起草に取り組んだ。

その結果、この２名のコンサルタントがそれぞれ草案を提出した後、政府は、1886年、「法律取調委員会」を設置し、提出された法案を詳細に検討した。この委員会は、２名の政府幹部、ボアソナード、ロエスレル、他に２名の外国人コンサルタント及び商法に関するフランスの法律書を訳した日本人法律家１名らで構成されていた。委員会は、２つの法案の間に数多くの矛盾・重複を見つけたため、司法大臣は、「法律取調委員会略則」を制定し、同委員会の活動を商法・民法両草案の矛盾・重複の調査に専念させた。

委員会は、両草案の矛盾点、重複点の一覧表（「商法民法関係諸条比較表」）を作成し、その一覧表に基づき、条文を改訂し、削除していった。草案から全ての矛盾・重複を取り除くのに３年が費やされた。

このような法律の矛盾・重複を点検して削除・調整する作業は、長期間を要し、その結果も華々しくは見えないため、大きな成功のようには見えないかもしれない。そのため、起草担当者は、見栄えの良い結果を報告することはできないだろう。そのような理由から、多くの国では、急いで多くの法律を制定し、その矛盾や重複を検討している時間がないのが現状である。国によっては、外国人コンサルタントに一定の法律の起草を依頼するのみで、自国の既存の法律間の調整や、複数の外国人コンサルタントがそれぞれモデルとする彼らの母国法同士の調整について考慮することもない。その結果、数年後になって、法律や規則の間で矛盾が生じ、かつ、各法令が、起草時にどこの国の法律をモデルとしたのか誰も分かっていないという状況に直面することがあり得るのである。最悪の場合、国民は、「法律は互いに矛盾しているので、それを遵

9）筆者は、JICA短期専門家として2001年８月15日から９月12日までモンゴルの法状況につき予備的なニーズ・アセスメント調査を行った。モンゴルは、1990年以後、多数の外国人コンサルタントの支援を受け、様々なモデルに基づく500もの新法を制定した。近時のモンゴルのある学者の指摘によれば、憲法はヨーロッパ型、商法はアメリカ型、石油法はインドネシア型、民法はドイツ型、行政法はスウェーデン型、破産法はカナダ型である、現在、モンゴル政府は、法律間の矛盾を整理することに苦慮している。

守し、又は使う意味がない。法律は書面上存在しているのみで、日常の社会生活では役に立たない。」と思うようになる。このような考え方が一旦国民の間に広まれば、国民に法律を遵守させ、判決を執行することはもはや不可能になろう[9)]。

したがって、１つの新しい法律を起草するに当たり、法律間の矛盾、重複を取り除くことは、急いで多くの法律を制定するよりもはるかに重要なことなのである。

Ⅴ　法律用語の創造及び統一

明治時代の日本語には、新しい法概念を表現するための法律用語が不足していた。例えば、「民主主義」は、16世紀の戦国時代に使用されていた「下位の者が上位の者を打ち負かす」という意味の古語であった「下剋上」という言葉で翻訳されたこともあった。西欧の法制度の概念は、全て、明治時代の日本人にとって余りにも異質であったため、理解するのは容易ではなかった。そのため、1881年に政府が商法の起草をロエスレルに委嘱したとき、太政官法制部は、直ちにドイツ語草案を日本語に翻訳する方法を調査し始めた。この作業は、新しい法律用語を創造するだけでなく、翻訳担当者が新しい法律概念を理解するための絶好の学習過程でもあった。

新しい概念が導入されるに当たり、この作業がどれだけ重要であるかは説明するまでもないであろう[10)]。例えば、カンボジアでは、現在JICAが民法及び民事訴訟法の起草を支援している[11)]。日本の学者で構成された２つの作業部

10）モンゴルの法律分野で最も深刻な問題状況の１つは、各法律において、様々な異なる法律用語が使用されていることである。同一の概念が、法律間又は１つの法律の中ですら、様々な法律用語で表現されていることがしばしばある。英訳された法律における法律用語は、更に多くの訳語が当てられ、モンゴル人のみならず外国人にとっても混乱の原因となっている。

11）（カンボジア民事訴訟法は2006年７月公布された。民法草案は閣僚評議会での審議を終え、2007年９月に国会へ上程された。）

会が両草案を起草し、カンボジア人の法律家が「用語確定会議」を定期的に開催し、草案を日本語からクメール語に翻訳している。クメール語による法律用語の創造こそが、本起草作業において、最も困難、かつ、重要な作業であるといえよう[12)]。

Ⅵ　草案への国民の意見の採用

明治政府が遵守することを要請された「西欧の原理・原則」は、現在のアジア諸国にとって大きな圧力となっている「グローバル・スタンダード」と比較できるであろう。

明治時代以前においても、日本では、西欧近代法ではなく、独自の慣習に基づき、全国で商業活動が盛んに行われていた。したがって、明治初期のほとんどの日本の商人は、商法は外国人商人の便宜のためのものにすぎず、自分たちには不要なものとみなしていた。他方、日本政府は、商法を、不平等条約を改正するとともに、国民に対して近代的なビジネス、特に国際貿易のやり方を啓蒙するための道具の一つであるとみなしていた。

商法の起草に当たり、法律取調委員会は、地方自治体、企業、各地方の商業会議所などに問い合わせ、又はアンケートを送付し、商慣習を調査した。その研究結果は、「商事慣例類聚」と題して編纂され、出版された[13)]。

商法の施行を確実にするため、商法とともに、商法施行条例が起草され、公布された。

1893年、最初の商法が施行された（明治26年商法）[14)]。しかし、その公布は前

12）（ラオス語でも法律用語は乏しい。JICAの対ラオス支援では、法律用語集（レキシコン）の発行も含まれており、ラオス語と近似するタイ語の法律用語集を参考にしつつ、作成・発行した。当職が英語で行った本講演を聴いていたラオス人官僚らの多くが、英タイ対訳電子辞書を片手にしていたのが印象的であった。）

13）この本は約6000頁に及ぶ。1990年に法務省（商事法務研究会）から復刻版『全国商事慣例類集』が出版された。

14）ロエスレルはこの年、日本を発った。

年の不況からの回復という緊急の必要性のためであり、時期尚早であった。その後、商法改正に関する法典調査会の第１回商法会議が1895年に開かれ、商法起草委員は、フランス法学派の梅謙次郎[15]、イギリス法学派[16]の岡野敬次郎ら３名と２名の補助であった。この会議では、商法を逐条的に見直すとともに、起草委員補助を派遣した実地調査や、各地の商業会議所に諮問するなどして調査した日本の商慣習を改正草案に参酌した。

日本の商人も、事業資金を集めるためのツールとして商法を使用する努力をした。彼らは、業界団体や各地の商業会議所を通じて、又は政治家に対するロビー活動を通じて、商法草案の改正に関する意見書を提出し、その制定後は、法律の解釈について起草者に質問状を送った。商法は、彼らの意見に基づき、今日に至るまで連綿と改正がなされてきた。

日本の商業実務を振り返ると、日本の商人は、1859年から外国人と取引を開始したが、国際貿易の豊かな経験、専門知識及び列強国が決める低い税率という利点を有する外国人商人に太刀打ちできないことは当初から目に見えていた。そのため、日本政府は、日本の国内市場を保護するため、全国に６つの外国人居留地を指定し、そこでのみ外国人に居住及び取引を許可した。実際のところ、居留地では治外法権が与えられたため、居留地を希望したのは外国人の方であった。

外国語（英語、ドイツ語、フランス語）を話せる日本人商人は数が限られていたため、中国人が代理人として大きな役割を果した。というのも、中国人は、香港、上海及び広東において、既に外国語を駆使して欧米人と取引した経験が十分にあったからである[17]。このため、外国人居留地には、小規模なチャイ

15）梅は、リヨン大学で博士号を取得し、民法及び商法の指導的な学者となり、商法起草の主要な委員であった。

16）当時、留学先や師事した教授から学んだ近代法により、仏法、独法、英法の３法学派が存在していた。

17）日本人と中国人は、筆記により意思を疎通した。日本語と中国語は、文法、発音は全く異なるが、日本では中国の文字を使用し、中国の漢文を学習していたからである。

ナ・タウンが形成されていった。

外国人居留地では、日本は不平等条約のため治外法権を認めることを強制されていた。外国人は、自分たち自身の商業施設、店舗、住宅、病院、学校、教会、劇場、公園そして墓地を建設していき、多くの日本人が外国人に役務を提供していた。

次第に、日本人商人は、国際取引に関するノウ・ハウを学習していき、1899年、不平等条約が改正されると、外国人居留地は公式に廃止され、外国人は、日本中どこにでも居住し、取引することが許された[18)]。それ以来、日本人商人は、日本人自身の商法に基づき外国人商人と対等に競争するようになったのである。

Ⅶ　新法の普及活動

1893年、最初の商法が施行されたとき、梅は、『改正商法講義：会社法、手形法、破産法』を出版した。これは、起草者が執筆した商法に関する最初の啓蒙的教科書であった[19)]。

1899年、改正商法（全689条）が、帝国議会に提出され、通過し、３月に公布、６月に施行された（明治32年新商法）。

新しく制定された各法の解釈に関する無数の質問に答えるため、梅をはじめとする起草者らは、法典質疑会を設立し、1906年、『法典質疑問答第５編　商法　総則、会社、商行為』及び『法典質疑問答第６編　商法　手形、海商、破産』を出版した[20)]。岡野は、私立法学校発行の法律誌のために論文を執筆し

18）日本人は、仕事の機会が失われると考え、中国人には引き続き外国人居留地以外に住むことを禁じた（ラオスでも華僑パワーの進出が大きく、ラオス人は太刀打ちできていないのが現状である。）。

19）1997年、信山社から『日本立法資料全集　別巻18』として復刻版が発行されている。

20）1994年、信山社から『日本立法資料全集　別巻41、42』として復刻版が発行されている。

た。法学校はフランス法学派に属し、岡野がイギリス法学派に属していたことにかんがみれば、起草者らによる法律普及活動により法学派間の根強い紛争が克服されたといえようか。

日本では、現在も、主要な新法が公布されると、国民が新法を容易に理解できるよう、各省庁の起草担当者らがQ&A集の形の一種の注釈書を発行するのが通例である。この種の注釈書は、法案を関係省庁で検討するに当たり、法案説明資料としてまず起案される資料に基づいている。この法案説明書は、関係省庁からの意見を取り入れて改訂した上、法案が国会に提出されて審議される際の説明資料として用いられる。したがって、Q&A集の作成は、起草担当者らにとって過大な負担ではない。通常、この種のQ&A集は、起草者意思の確認できる最も信頼性の高い注釈書とみなされ、発行費用は売上で賄われる。

Ⅷ　外国人コンサルタントに取って代わる青年法律家たち

商法の最初の起草者は、日本政府が首相と同じ給与で雇用していたドイツ人コンサルタントのロエスレルであった。明治時代の日本にとって、外国は、ドナーではなく、潜在的植民地化勢力であった。日本は、様々な分野の優秀な外国人コンサルタントを、その滞在費を含めた非常に高い報酬を提供して雇用しなければならなかった。その財政負担は非常に大きく、政府の財政支出の２％に及ぶこともあった。そのため、日本人は、その財政負担を軽くするため、そして社会のあらゆるシステムを近代化することにより完全な独立を確立するため、できるだけ早く外国人コンサルタントから学び取ることに真剣だったのである。

日本政府は、選び抜かれた若く優秀な学生を海外に派遣した。彼らは、帰国すると外国人コンサルタントに取って代わるようになった。日本は、年功序列の国であった（し、今もそうである）が、明治時代は、所謂「新知識」と呼ばれる留学経験のある若者が例外的に厚遇されたという点でも例外的な時代であった。彼らは、あらゆる分野でその新しい知識を駆使する十分な機会が与えられたのである。

無論、ほとんどの人には留学する機会は与えられなかったが、日本で外国人コンサルタントから学習した多くの若者らの中にも、彼らに取って代わるほど十分に学び取った者もいたのである。

教育の重要性は、ボアソナードの例をみれば明らかである。日本政府は、明治時代初期に、そのモデルとする法制度をフランスからドイツに変更した。そのため、ボアソナードが起草した法案は、どれも、施行されずに終わるか又は改正されてしまった。彼は、22年間日本に滞在した後、非常に落胆して帰国したのである。反対に、ロエスレルが起草した商法は施行され、彼は憲法起草にも大きく寄与した。にもかかわらず、法律分野の何人ものお雇い外国人の中で、天皇から２度も叙勲を受け、その彫像が最高裁判所、東京大学及び法政大学[21] に残っているのはボアソナードのみである。その理由は、おそらく、日本滞在中、大学で継続的に教壇に立った外国人顧問は、ボアソナードだけだったからではなかろうか。その結果、明治時代の主要な学者、法曹、政治家及び企業幹部のほとんど全員が、彼の（又は彼の弟子の）弟子であったはずである。それゆえ、彼は、「日本近代法の父」と呼ばれ、今なお法学部の学生に記憶されているのである。ボアソナードの継続的な教育は、明治時代の法律分野の人材育成に比類なき貢献を及ぼした。日本人は、個々の法律を起草してくれた他の外国人コンサルタントよりも、ボアソナードの貢献の方を遙かに深く感謝した。なぜなら、彼の貢献のおかげで、日本人は、外国人コンサルタントから卒業し、以後自立的発展に転換することができるようになったからである。

また、教科書が通常学生によって作成されていた点にも留意すべきであろう。ほとんどの外国人コンサルタント及び日本人講師らは、講義用の教科書を

21）この私立法科大学の４名の創設者は、国の奨学金で米国に派遣された学生であった。彼らは、学校を創設する十分な資金はなかったが、自分たちの知識を他人に移転して国家に貢献したいと考え、その目的のために、昼間は、それぞれ別の仕事に従事しながら生活費を稼ぎ、夕方４時から弁護士になることを希望する社会人のために安価な夜間法律学校を開いたのである（『法政大学80年史』、『法政大学1880-2000：そのあゆみと展望』）。

作成しなかった。そのため、学生は詳細な講義録を書き取らなければならなかった。ボアソナードの講義は、学生がフランス語で書き取り、和訳された。日本人講師が外国人講師に取って代わった後も、通常、教科書（「講義録」）は、学生が筆記したものに講師が赤ペンで添削して完成されていた。これは、学生たちが各学期の試験に合格するため自発的に作ったシステムであった。当時タイプライターは存在していなかったため、全て手書きで、非常に原始的な印刷機器で印刷された。このようにして、日本語の法律教科書が作成されていき、大学の講義で使用される言語も、外国語から日本語に移行していった。

外国人の作成した草案の翻訳方法を研究していく中で、大学のみならず、実務上も、日本人法律家は、外国人コンサルタントに各条文の解釈、適用の仕方について数多くの質問をした。これらの質問と回答は、外国語で行われて記録され、和訳され、出版された。各外国人コンサルタントとの膨大な数の答議録が参考資料として出版され、長年の間、日本人法律家、政府役人及び学生のための貴重な参考書として役立った[22)]。

新法及び規則を公布する官報に加え、最高裁判所及び民間企業が重要な判例を集めた判例集や法律雑誌が出版され、これらも確立した法の解釈方法を普及する上で重要な役割を果した。

このように、日本の法律家は、明治初期の30年間で段階的に外国人コンサルタントから卒業していった。すなわち、商法についていえば、外国人コンサルタントが商法を起草した後、日本人法律家によって日本人自身の法として完成するまでに20年を要したのである。

Ⅸ　起草者意思を実現するための商法改正

商法は、急速に変化する経済実態のニーズを速やかに反映しなければならな

22）『ボアソナード答議』、『ロエスレル答議』等多数。近代日本法制史料集（國學院大學日本文化研究所編）のほか、『ボアソナード答問録』（法政大学）などが発行されている。

いため、非常に頻繁に改正された。各条文を改正するに当たり、外国人起草者との答疑録、法律取調委員会の議事録、起草者の覚書などを参照し、常に、起草者意思が確認された。無論、最も参考すべき記録は、法案が承認されたときの帝国議会審議の議事録であり、それは会期終了後政府から出版されていたものである。

世界全体が、発展の過程にあり、法律も発展しつつある。法を発展させるには、既存の法律を制定後の社会変化に応じて改正させなければならない。その意味で、法律の改正は、元の起草者の偉大な貢献を基盤として法を発展させる適切な方法である。起草者意思を実現するために、起草者の法律の各条文及び法律全体における立法趣旨を詳細に研究する必要がある。

近年、日本の近代的法制度確立100周年を記念して、ボアソナード、ロエスレルその他のお雇い外国人との答疑録が復刊された。それは、日本人法律家全員にとって歴史的かつ文化的遺産であるとともに、現在、法務省の最優先事項の１つである民法及び商法の改正作業において、起草者意思を理解するための基礎資料ともなっている。この意味で、起草過程の記録を保存することは非常に重要である[23)]。

X　日本とラオスの類似性

ラオスは、1986年に新しい経済制度を採り入れて以来、司法制度の近代化を開始している。この挑戦の主な理由の１つが、国際取引に適した法制度の確立である。この社会状況は、明治時代の日本の状況に類似している。

23）日本は、起草者の意図を尊重して基本法の改正に躊躇しすぎるため、世界の変化に対応することが難しいというマイナス面があることに留意すべきである。例えば、民法及び商法は、時代遅れであり、本稿XI章に記載する民商法分野の世界的傾向を十分に取り入れて改正すべきであることは、全ての法律家が十分自覚しているところであるものの、この改正は、長期間にわたり、審議されるにとどまっている（2001年以後、商法は2005年までに大改正され、民法も大改正時代を迎えている）。

ラオス人と日本人は、年功序列、調和、協調の尊重、対立の回避など、その精神性や文化面で多くの類似点がある。

例えば、両国は、民事紛争において調停を重視している。日本では、明治初期、主にドイツの1877年民事訴訟法をモデルとしてドイツ人コンサルタントが起草した民事訴訟法が1890年に制定され、1891年に施行されたが、それはうまく機能しなかった。というのも、おそらく、日本人は、躊躇なく訴訟に踏み切るドイツ流のやり方に簡単に適応できなかったからである。その後1922年から1933年にかけて、あらゆる種類の民事紛争のための調停法が次々と制定された。それらは、家主と借地・借家人、地主と小作人、雇用者と被雇用者、商人間、金銭の貸主と借主間の紛争、家事（離婚や相続など）に関する調停法である。それ以来、調停制度が発達し、最も便利なADR（裁判外紛争解決制度）の１つとして日本社会で幅広く受け入れられている。日本の各家庭裁判所[24]と地方裁判所[25]には調停委員会があり、調停委員は、地域社会で尊敬されている一般市民の中から裁判所が任命している。調停委員は、ボランティアであり、交通費などの最低限の費用以外はほとんど無給に等しい。全国に約２万人の調停委員がいるが、裁判所の優れた指導及び監督のおかげで、調停委員制度はよく機能している。

ラオスは、1995年から村単位の調停制度を導入したばかりである。この制度は、紛争を解決し、裁判所の負担を軽減し、地域社会の調和を保つ上で重要な役割を果す大きな可能性を秘めている。

さらに、刑事手続における高い自白率と真実発見を求める態度も、両国に共通している。

24）日本の家庭裁判所は、家事事件及び少年事件を管轄し、その審判は、プライバシー保護のため、非公開である。

25）日本は三審制を採用している。一審は、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所であり、二審は高等裁判所、最終審は最高裁判所である。日本の地方裁判所は、ラオスの県級裁判所に相当する。

XI　明治時代の日本と現在のラオスの相違点

1　相違点

多くの類似点があると同時に、明治時代の日本と現在のラオスには多くの相違点もある。以下に相違点を要約する。

	明治時代の日本	現在のラオス
法制度近代化の動機	日本は、不平等条約改正ため、西欧の法制度を採用することにより、真の独立を達成しようと決意した。	ラオスは、経済発展のため、市場経済に適するよう法制度を転換し、発展させる必要がある。
予　算	自費で外国人顧問を雇えた。外国人顧問の中には首相より高い報酬を得た者もいた。	ドナーの支援がなければ法律コンサルタントを雇うことが財政的に難しい。
人　員	国の奨学金で留学した学生はほとんど全員帰国して外国人顧問に取って代わった。当時、これら日本人留学生には、就職できる国際機関はなく、外国企業もほとんどなかったため、得た知識を他の日本人に十分移転できた。	外国への留学生は、現在のグローバル化の中で習得した知識を活用する多様な機会がある。故に、貴重な知識を使う機会及び適切な待遇を与えることにより、現職に留まり母国に直接貢献するように推奨しなければならない。
期　間	経済成長に合わせて法制度を発展させたため、30年を要した。	WTOや地域経済フォーラムのメンバーになる準備を行い、グローバル化の波に乗り遅れないようにするため、現在の開発途上国には時間的余裕があまり与えられていない。
経　済状　況	経済活動は主に国内に限られていた。民商事に関する国際法はほとんど存在しなかった。起草者は多くの国際法を参照する必要がなかった。	世界経済は既にかなりグローバル化されている。世界中で広く受け入れられ、使用されている民商事に関する国際法が多く存在する。商事に関する法の統一は世界的傾向であり、起草者はそのような国際法を無視できない。

2　契約法

今日、国際法、特に商事に関する国際法を無視できる国はない。商事法の統一を推進する多くの国際的なフォーラムが、条約やモデル法を作成し、多くの国が条約を批准し、モデル法を国内法に採り入れている。以下は、この分野の主な国際フォーラムである（添付II「民商事法に関する主要な国際条約」参照）。

－国際商業会議所（International Chamber of Commerce（ICC））

－国際連合国際商取引法委員会（The United Nations Commission on International Trade Law（UNCITRAL））

－私法統一国際協会（International Institute for the Unification of Private Law（UNIDROIT））

－ハーグ国際私法会議　（Hague Conference on Private International Law）

商事分野では、いかなる国もCISG[26]、通称「ウィーン売買条約」や「ユニドロワ国際商事契約原則」（1994年）を無視することはできない。これらは、国際商事仲裁裁判所において lex mercatoria（一般原則すなわちグローバル・ルール）と見なされているからである。欧米の企業がアジアの企業と契約を締結する際、契約条項には、紛争解決にはICCルールを用いる旨を盛り込むのが普通である。

CISGの影響は、非常に大きい。例えば、米国は、CISGに基づいて統一商事法典（Uniform Commercial Code（UCC））[27] を改正している。ドイツ、オランダ及びロシアも、CISGを自国の新しい民法又は商法に取り入れている[28]。

このような国際的傾向にかんがみ、ラオスの法制度には、まだまだ多くの課題が残っており、特に商事法分野において課題が多い。商業活動を発展させるため、ラオスは1990年に「契約法」を、1994年には「企業法」を制定した。しかし、いまだに商法も商事契約法もない。「企業法」は、商業を行う組織に関して規定しているだけであり、商取引については「契約法」のみが法的な基盤を規定している。しかし、この法律は、CISGやICCルールのような国際的に受け入れられた商取引のルールからはかけ離れたものである。

上記のとおり、民法は国内のみに適用される。その意味において、ラオスの家族法や相続法は、その歴史的、文化的及び民族的特徴を反映すべきものである。

26）「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（1980）（UN Convention on Contracts for the International Sales of Goods（CISG））

27）英米法系の米国は包括的な商法典は有していないが、商品販売のためのモデル商法として各州でUCCを使用している。

28）電子商取引は、国際取引に関して統一した規則を要する。ASEANは、現在、電子商取引に関するUNCITRALモデル法に基づいて電子商取引の法的枠組みを統一しようと模索している。

これに対し、契約法は、外国人投資家との商取引を促進するため、より国際的なものでなければならない。

例えば、契約法第10条では、契約額が5,000キープを越える場合、書面にし、裁判所に登録するか、又は村の行政委員会で認証されなければならない、とされている。ラオスの経済状況は、契約法の起草者の予想をはるかに超え、1990年から劇的に変化した。現在、国民は、書面も裁判所の登録又は行政委員会の証明もなく、毎日昼食時に、一杯の麺類を買って食べては第10条に違反している。このような状況はラオスにとって望ましいことではない。外国人投資家は、ラオス人が日常的に自国の契約法に違反しているのを見れば、ラオス人との契約を信用することができないからである。外国人投資家の視点から見れば、ラオス人は、契約に対し何の敬意も払っていないように見える。しかし、この「契約」というものは、世界の他の地域では最高の拘束力を有するものなのである。

契約法の起草者は、おそらく、高額の契約を結ぶに当たり、有効な書証を残すことを国民に奨励することを意図したものと思われる。彼らは、契約法に基づいてビジネスを奨励することを企図したのであり、その逆ではなかったはず

29）CISGの第14条、15条及び18条は、契約の成立について次のように定めている。
第14条（１） 一又は複数の特定の者に向けられた契約締結の申入れは、それが十分明確であり、かつ、承諾があった場合には拘束されるとの申込者の意思が示されているときは、申込となる。申入れは、物品を示し、かつ、明示又は黙示に数量及び代金を定め又はその決定方法を規定している場合には、十分明確なものとする。
第15条（１） 申込は、被申込者に到達した時にその効力を生ずる。
第18条（１） 申込に同意する旨を示す被申込者の陳述その他の行為は、承諾とする。沈黙又は反応のないことは、それだけでは承諾とみなされることはない。（２） 申込に対する承諾は、同意の意思表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。同意の意思表示が、申込者の定めた期間内に申込者に到達しないとき、また期間の定めがない場合においては、申込者が用いた通信手段の迅速性を含め取引の状況を十分に勘案した合理的な期間内に到達しないとき、承諾は効力を生じない。口頭による申込は、特段の事情がある場合を除き直ちに承諾されなければならない。

である。ラオスは、CISG[29] のような最新の国際法に基づいて契約法を改正する時期に至っているのではなかろうか。

CISG及び市場経済の発達した先進国の民法によれば、契約の成立には、契約書も、裁判所又は村の行政委員会の認証等も必要としない。両当事者の自由な意思に基づく契約の申込と承諾による合意だけが要求される。ビジネスにおける自由の原則こそが、商取引を促進する最も重要な要因であり、これこそが、市場経済の最高の原理なのである。

例を想定してみよう。東京のある日本企業から、ラオスの伝統的なタペストリーを１か月以内に１枚100ドルで100枚購入したいという注文を電話及び電子メールで受け取ったと仮定する。その注文を電話で受け付け、電子メールで回答し、商品を注文どおりに送付した場合、CISGに基づけば、契約は既に成立しており、両者に対し拘束力を有する。日本企業がCISGに規定されている正当な理由なしにタペストリーの受領を拒否した場合、あなたは損害賠償を請求する権利を有する。しかし、現在のラオスの法制度の下では、日本企業は、「この契約は、契約書も認証もないため、ラオスの契約法によれば無効であるから、賠償する責任はない。」と言うことができる。

ラオス政府が現行の契約法を維持する限り、契約面で上記のような大きな不都合があるため、外国企業がラオス人と取引することは困難である。この状況は、社会主義体制下で初めて契約法を起草した偉大な起草者らが意図したことではないのではないか。

ラオスの経済発展のためには、国際条約や国際法に加盟・批准することがますます必要になる。そのためには、商事に関する法律の起草や改正が必要になろう。このように、法改正は、起草者意思を無視するのではなく、法律を常にアップデートして起草者意思を実現することにより、起草者意思を真に尊重することを意味しているのである。

３　刑法

現在のラオスの刑法は、新しい法制度の発展のためには不都合であることも

指摘せざるを得ない。人民裁判所法第７条は、「裁判所は、刑法で犯罪行為と定められていない行為について審理し、又は判決を下すことはできない。」と定め、刑法第２条でも同様に定めている。

この制度は、国民生活がほとんど変化せず安定していた時代には、罰すべき行為を簡単に調べることができるので、合理的であった。しかし、現在、ラオスでは、毎年多くの新法が制定されており、そのほとんどが、国民にその法律を遵守させるため、刑罰つきの禁止行為に関する条文を含んでいる。刑法で定められた行為のみが刑罰の対象となる場合、新法が制定される度に、その新法に定められた新しい犯罪を追加するために刑法も改正しなければならない。国民は、刑法（罰則）及び新法（禁止行為の内容）の両方を調べなければならないため、どの行為がどんな刑罰の対象になるかを理解するのがより困難になるであろう。

先進国では、刑法は、反逆罪、殺人、窃盗、強姦など、いかなる時代のいかなる場所にも存在した、伝統的な犯罪を包括的に成文化している。刑法は、国民のモラルの基本となるべきであり、頻繁に改正すべきものではない。反対に、各法律が、禁止行為及びその罰則を規定していれば、法律の起草者も使用者も、どんな行為がどの程度の刑罰の対象になるのかをより簡明に理解できる。商事法に関しては、新しい種類の経済犯罪を含め、市場の経済変化を反映するために頻繁に改正しなければならないものである。

したがって、ラオスが、現行の刑法第２条を維持する限り、新法の起草担当者の負担は、起草技術の面で大きく増大し、国民も、刑法の頻繁な改正に混乱するであろう。ラオスの刑罰の制度は、改正すべき時期に来ているものと思われる[30)]。

30）E-ASEANの電子取引法的インフラには、国際規範に基づいたサイバー上の犯罪に関する法律が含まれている（ラオスのみならず、ベトナム等の社会主義諸国は、罰則を全て刑法に記載するのが慣行であり、これを変更するよう慫慂するのは容易ではない。）。

Ⅻ　終わりに

ラオスのさらなる経済発展のために、その法的インフラにとって最も重要な課題は、様々な新しい経済法を急いで起草することではなく、安定した、かつ信頼性のある商取引の基礎となり得るよう契約法を改正することである。

法整備は、「法制度」という名の家の建設に喩えることができる。しっかりした基礎となる床（民法、商法及び刑法）がない限り、柱（企業法）、壁（税法）、天井（銀行法）、入口（投資法）、出口（倒産法と不動産登記法）、しゃれた家具（消費者保護法、証券取引法、保険法など）及び明確な指示が付いた非常口（民事・刑事訴訟法が整備された裁判所制度）を築くことは不可能である。どんなに見栄えの良い入口があっても、床が穴だらけで非常口もないような家を誰も訪れはしないであろう。

どちらの方がよいだろうか？　見栄えは良いものの、相互に矛盾し、誰も遵守せず、適用せず、尊重もしない500以上もの法律を作るのと、数は少なくとも、誰もがたやすく理解して利用できるよう、矛盾がないようによく調整され、かつ、十分な参考文献を備えた法律があるのとでは？

西欧型の法制度が国民にとって新しく異質である移行経済下のアジアの諸国において、法令遵守を改善することは、時間がかかるであろうが、政府が決意を持ってそれに取り組めば、不可能なことではない。

日本は、内閣法制局及び衆参両議院付属の法制局で法律間の矛盾及び重複を調べる制度を確立している。内閣法制局は、各省庁出身の最も経験のある立法担当者で構成されている。この制度を確立するには、立法に関する知識・経験を有する有能な立法担当者が必要である。ラオスは、現在のところまだ49の法律しか制定していないため、そのような制度を確立する上で有利である。ラオスが、書類上にしか存在しない法律の墓場ではなく、自立的に法制度を発展させる方向へと進みながら真に機能する法制度を確立していくことを心から祈念している。

【添付Ⅰ】日本における商法起草の経緯

1858　江戸幕府が米国と不平等条約を締結

1868　明治維新

1871　司法省設立

1872　初代司法卿江藤新平、ジョルジュ･ブスケに「司法職務定制」の起草を依頼。

1873　ボアソナード・フォンタラビー（1825－1910）がパリ大学より招聘される。
箕作麟祥、司法卿江藤の指示で『仏蘭西法律書　商法』を発行。

1874－1876　ブスケ、司法省の要請により、司法省職員に対し、商法講義。主題は、一般法としての民法に加え、商取引の大量性・迅速性・確実性等の独自の特徴のための特別法たる商法の必要性について。

1876　司法卿大木喬任、右大臣岩倉具視に対し、刑法、刑事訴訟法、民法、商法及び民事訴訟法の起草を含む立法計画を報告。

1878　カール・フリードリッヒ・ヘルマン・ロエスレル（1834－1894）がロシュトック大学から招聘される。

1879　明治政府、ボアソナードに対し、民法の起草を依頼する。

1881　４月　太政官法制部主管参議山田顕義、ロエスレルに商法の起草を依頼する[31)]。

５月　太政官法制部、日本語の法律用語が不足していたため、ロエスレル商法草案（ドイツ語）の和訳方法について翻訳調査を開始。

1882　１月　外務卿井上馨、不平等条約改正の予備会議を開催。

４月　イギリス及びドイツの大使、外務卿井上馨に次のような要請をする：「日本が西欧諸国と同様の民法及び商法を確立しない限り、条約の改正には応じられない。刑法で全てを処理する日本の古い慣習は受け入れられない。早急に、西欧諸国の原理・原則に基づいた民法、商法及び民事訴訟法の制定を要求する。」

参事院商法編纂委員会、地方自治体、企業、各地の商業会議所に諮問するなどして商慣習を調査、その結果を「商事慣例類聚」と題して編纂・刊行。

31）政府がボアソナードに商法の起草を要請しなかった理由は不明であるが、おそらく、ボアソナードは、民法の起草に加え、大学での講義及び司法省での法律顧問としての仕事のために多忙を極めていたと思われる。さらに、ドイツは、当時世界で最新の商法を制定したばかりであったからであろう（「法典編纂における民法典と商法典」高田晴仁　法律時報880-15。同881-85 ～ 92）。

12月　商法の制定を待てない国民の要請により、「為替手形約束手形条例」公布。

1884　１月　ロエスレル、商法草案を完成する。

７月　内閣制度取調局長官伊藤博文、ロエスレル商法草案に基づき、会社条例編纂委員会を選定。同委員会は、元元老院議長を委員長とし、司法省幹部、内閣制度取調局局員ら９名を委員とし、逐条審議を行う。

1885　６月　同委員会、第２読会開催。

７月　ロエスレルが日本使節団の一員として、アントワープで開催された万国商法編輯会議に参加。

1886　２月　ロエスレルが日本に帰国する。

３月　同委員会、第３読会開催。

５月　不平等条約改正会議が東京で開催される。

８月　外務省内に、法律取調委員会を設立する。外務大臣井上馨を議長とし、政府幹部２名、箕作、ボアソナード、ロエスレル及び他のお雇い外国人２名で構成。

委員会、法律、特に民法及び商法草案の間に多くの矛盾、重複を発見する。

10月　外務大臣井上馨、不平等条約改正に失敗。その結果、法律取調委員会は、外務省から司法省に移管された。

司法大臣山田顕義、「法律調査委員会略則10か条」を制定、同委員会を民法、商法、訴訟法草案の条項中、「実行し能わざるものあるや否や、法律規則に抵触する事なきや否やを審査する」ことに専念させた。

1889　商法草案が帝国議会を通過する。

1890　商法が公布され、1891年１月1日から施行と発表される。

12月　帝国議会、商法施行の３年間延期を決定（後に、再度延期。）

ボアソナード、民法草案を提出。

民事訴訟法が制定され、1891年に施行される。

このころ、経済恐慌発生。銀行家及び実業家らが、商法の早期施行を要求する。

1892　商法に関する激しい論争のため、施行が延期される。

1893　１月　改正商法草案、帝国議会を通過する。

３月　商法が公布される。

７月　商法が施行される（明治26年商法）。

梅謙次郎、『改正商法講義：会社法、手形法、破産法』発行（商法起草者による初の啓蒙的な教科書）。

内閣法制局、法典調査会を設立、民法、商法及び付属法令の改正をさせる。委員は、官僚、帝国大学教授、帝国議会議員、弁護士及び実業家で構成され、全員日本人であった。本格的な議論は２年後に開始。

1895　外務大臣、不平等条約の主要部分の改正に成功し、日本は、遂に治外法権の撤廃及び部分的な関税自主権を得る（1899年より施行）。

９月　商法改正に関する最初の会議が開催される。

梅謙次郎、岡野敬次郎ら商法起草委員が逐条審議。各地の商業会議所に委員補助を派遣するなどして調査した商慣習を草案に参酌。

1896　民法が公布される。

1897　12月　改正商法が帝国議会に提出されるが、草案に関する審議なしに解散。

1898　５月　改正商法が帝国議会に提出されるが、草案に関する審議なしに解散。

1899　１月　改正商法（全689条）が帝国議会に提出され、通過し、３月に公布、６月に施行される（明治32年新商法）。

７月　不平等条約、遂に廃止される。外国人居留地が廃止される。

1904　２月－1905年９月　日露戦争。中国への商業活動拡大で日本経済が大きく発展。

1906　商法等の新法の解釈に関する質問に答えるため、梅その他の起草者らが、法典質疑会を設立し、各法に関する注釈書となる「法典質疑問答」を多数発行し、法律誌に論文を掲載する。

1907　世界恐慌発生。日本に大きな打撃を与え、多くの企業が倒産し、小企業が新しく設立される。日本企業は、社債、債券など新しい方式の外国投資を必要とする。この恐慌は、商法の会社法の部分の不完全さを露呈した。

４月　政府は、商法改正のため、日本人法律家のみで構成する法律取調委員会を設立し、実業界の意見を採り入れた改正商法を起草する。

1912　１月　改正商法草案（株式会社及び取締役の関係、取締役の民事刑事責任、異種類会社の合併手続を含め、約200条にわたる大改正）が帝国議会に提出され、３月に通過、５月に公布、10月に施行される。

外務大臣小村寿太郎、不平等条約の完全改正に成功、関税自主権を復活させる。

その後、1945年第二次世界大戦の敗北まで、商法改正はほとんど中止され、

２度目の本格的な法制度改革は、戦後、米国の影響下で始まる。

参考文献：本文の脚注に掲げたもののほか、以下のもの等を参照した。
1 「特集　商法100年」法律時報880号所収の各論文
2 『日本法制史』 牧英正・藤原明久編　青林書院（青林法学双書）（1993）
3 『近代日本総合年表　第４版』 岩波書店（2001）
4 『穂積陳重立法関係文書の研究　日本立法資料全集　別巻１』 福島正夫編　信山社（1989）
5 『明治法制史・政治史の諸問題　手塚豊教授退職記念論文集』 手塚豊教授退職記念論文集編集委員会編　慶應通信（1977）
6 『明治文化全集　第９巻　法律篇』明治文化研究会編　日本評論社（1992）
7 『日本近代法制史』 川口由彦著　新世社（1998）
8 『日本近代法120講』 日本近代法制史研究会編　法律文化社（1992）
9 「明治26年の旧商法中会社法の施行」『福島正夫著作集〈第１巻〉（日本近代法史）』 福島正夫　勁草書房（1993）

【添付Ⅱ】民商事法に関する主要な国際条約

Ⅰ　ハーグ国際私法会議[32)]

1	Convention relating to the settlement of the conflict of the laws concerning marriage	12 June 1902
2	Convention relating to the settlement of the conflict of laws and jurisdictions as regards to divorce and separation	12 June 1902
3	Convention relating to the settlement of guardianship of minors	12 June 1902
4	Convention relating to civil procedure	17 July 1905
5	Convention relating to conflicts of laws with regard to the effects of marriage on the rights and duties of the spouses in their personal relationship and with regard to their estates	17 July 1905
6	Convention relating to deprivation of civil rights and similar measures of protection	12 June 1905
7	Statute of the Hague Conference on Private International Law	15 July 1955
8	Convention relating to civil procedure	1 March 1954
9	Convention on the law applicable to international sales of goods	15 June 1955
10	Convention on the law governing transfer of title in international sales of goods	15 April 1958
11	Convention on the jurisdiction of the selected forum in the case of international sales of goods	15 April 1958
12	Convention relating to the settlement of the conflicts between the law of nationality and the law of domicile	15 June 1955
13	Convention concerning the recognition of the legal personality of foreign companies, associations and institutions	1 June 1956
14	Convention on the law applicable to maintenance obligations towards children	24 October 1956
15	Convention concerning the recognition and enforcement of decisions relating to maintenance obligations towards children	15 April 1958
16	Convention concerning the powers of authorities and the law applicable in respect of the protection of minors	5 October 1961
17	Convention on the Conflicts of Laws relating to the Form of Testamentary Dispositions	5 October 1961
18	Convention Abolishing the Requirement of Legalisation for Foreign Public Documents	5 October 1961

32）HAGUE CONFERENCE ON PRIVATE INTERNATIONAL LAW（http://www.hcch.net/）.

19	Convention on Jurisdiction, Applicable Law and Recognition of Decrees Relating to Adoptions	15 November 1965
20	Convention on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters	15 November 1965
21	Convention on the Choice of Court	25 November 1965
22	Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters	1 February 1971
23	Supplementary Protocol to the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters	1 February 1971
24	Convention on the Recognition of Divorces and Legal Separations	1 June 1970
25	Convention on the Law Applicable to Traffic Accidents	4 May 1970
26	Convention on the Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters	18 March 1970
27	Convention concerning the International Administration of the Estates of Deceased Persons	2 October 1973
28	Convention on the Law Applicable to Products Liability	2 October 1973
29	Convention on the Recognition and Enforcement of Decisions relating to Maintenance Obligations	2 October 1973
30	Convention on the Law Applicable to Maintenance Obligations	2 October 1973
31	Convention on the Law Applicable to Matrimonial Property Regimes	14 March 1978
32	Convention on Celebration and Recognition of the Validity of Marriages	14 March 1978
33	Convention on the Law Applicable to Agency	14 March 1978
34	Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction	25 October 1980
35	Convention on International Access to Justice	25 October 1980
36	Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition	1 July 1985
37	Convention on the Law Applicable to Contracts for the International Sale of Goods	22 December 1986
38	Convention on the Law Applicable to Succession to the Estates of Deceased Persons	1 August 1989
39	Convention on Protection of Children and Co-operation in respect of Intercountry Adoption	29 May 1993

40	Convention on Jurisdiction, Applicable Law, Recognition, Enforcement and Co-operation in respect of Parental Responsibility and Measures for the Protection of Children	19 October 1996
41	Convention on the International Protection of Adults	13 January 2000

Ⅱ　国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）条約[33)]

1	Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods	1974（New York）amended by the Protoco of 11 April 1980
2	Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods	（Unamended）1974（New York）
3	United Nations Convention on the Carriage of Goods by Sea	1978（Hamburg）
4	United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods（CISG）	1980（Vienna）
5	United Nations Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes	1988（New York）
6	United Nations Convention on the Liability of Operators of Transport Terminals in International Trade	1991（Vienna）
7	United Nations Convention on Independent Guarantees and Stand-by Letters of Credit	1995（New York）
8	Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards	1958（New York）
9	UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration	1985
10	UNCITRAL Model Law on International Credit Transfers	1992
11	UNCITRAL Model Law on Procurement of Goods, Construction and Services	1994
12	UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce	1996
13	UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency	1997

33）United Nations Commission on International Trade Law（UNCITRAL）（http://www.uncitral.org/）.

Ⅲ　私法統一国際協会（UNIDROIT）条約[34)]

1	Convention relating to a Uniform Law on the International Sale of Goods	1964（The Hague）
2	Convention relating to a Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods	1964（The Hague）
3	International Convention on Travel Contracts	1970（Brussels）
4	Convention providing a Uniform Law on the Form of an International Will	1973（Washington）
5	Convention on Agency in the International Sale of Goods	1983（Geneva）
6	UNIDROIT Convention on International Financial Leasing	1988（Ottawa）
7	UNIDROIT Convention on International Factoring	1988（Ottawa）
8	UNIDROIT Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects	1995（Rome）

＊法務総合研究所国際協力部から年４回発行している活動報告冊子である『ICD NEWS』に掲載した法整備支援活動資料を閲覧できる当部ウェブサイトも参照していただきたい。
「国際協力部の法整備支援活動に関するウェブサイト」
http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/

34）International Institute for the Unification of Private Law（UNIDROIT）（http://www.unidroit.org/）.